

# XI

## 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、生駒市では、自治会を通じて推薦しています。生駒市には、175名の民生委員・児童委員（主任児童委員を含む。）がおられ、自治会と連携・協力しながら地域で活動をしていただいています。

昨今、地域のつながりの希薄化が全国的な課題になっています。いざというときに声をかけ合える関係をつくることが自治会活動の中でも求められています。

民生委員・児童委員の皆様は、地域住民の一員として生活しながら、地域の見守りや地域の方がたの相談にのり、関係機関とのパイプ役となるなど、地域を支える重要な存在です。

例えば、暮らしや仕事に悩み事があり、生活に困っている方を「くらしとしごと支援センター」へつなぐなどの活動があります。

今後とも地域の民生委員・児童委員の活動に自治会として更なるご協力をいただきますようお願いします。

### 民生委員・児童委員の推薦

**任 期** 令和4年12月1日～令和7年11月30日

**年 齢** 75歳未満の方

**性 別** 男女を問いません。

**市（県）が求める推薦にあたってふさわしい方**

- ①社会奉仕の精神に富み、人格識見ともに高く、生活経験が豊富な方
- ②その地域に相当期間居住し、その地域の実情に精通しているだけでなく、地域住民の一人ひとりが気軽に相談できるような方
- ③社会福祉の仕事に理解と熱意があり実行力も兼ね備えた方
- ④児童や妊産婦の保護、保健その他の福祉の仕事に関心を持ち、児童と接触して指導することができる方
- ⑤家庭生活が安定しており、家庭の理解と協力が得られ、民生委員・児童委員活動に相当の時間を充てることができ、かつ健康である方
- ⑥個人の人格や尊厳を尊重し行動できる方

### 推薦の流れ

現民生委員への意向確認(市)⇒ 推薦関係書類の送付(市→自治会・6月初旬)⇒ 民生委員・児童委員の選任(自治会)⇒ 推薦書の提出(自治会→市・7月初旬)⇒ 推薦会の開催(市・8月初旬)⇒ 推薦調書の提出(市→県→国)⇒ 委嘱状の送付(国→県→市)⇒ 辞令式(市・12月1日)

### 民生委員・児童委員とは

民生委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣が委嘱する非常勤の地方公務員（特別職）で任期は3年（補欠の委員は前任者の残任期間、再任も可能）です。無報酬で給与はなく、活動に必要な実費が活動費として支払われていますが、実質的にはボランティアとして活動いただいています。民生委員には守秘義務が課せられており、地域の福祉全般にわたり、地域住民の良き相談者、行政とのパイプ役として福祉行政の一翼を担い、様々な活動を行っています。なお、民生委員は、児童委員を兼ねており、地域の子どもたちが安心して元気に暮らせるための活動もしていただいています。